

令和2年度
教育行政執行方針

豊浦町教育委員会

I はじめに

高度情報化による新たな生活環境の到来やグローバル化が一層進展する社会においては、多様な事象が複雑さを増し、変化の先行きを見通すことが困難な時代を迎えています。

また、地方創生が求められている中、地域が抱える課題を町民が主体的に解決していく仕組みづくりが必要であり、地域コミュニティの活性化が求められています。

教育委員会は、各世代における学習活動を進めながら、本町の未来を託す児童生徒の健全育成を図るとともに、生涯にわたって生きがいをもって活躍ができるよう学習環境の整備を進めます。

II 教育行政に望む基本姿勢

1 学校教育

- 「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という理念を学校と保護者、地域が共有し、公立の学校として、地域とともにある学校づくりを推進する。
- 子供が積極的に学ぶ教育環境を整え、「自らの力で未来を切り拓いていく力を身につける学校教育」を創造する。

2 社会教育

- 町民同士がつながり、主体的な学習活動を通して豊かな人生を送り、将来のまちの姿の実現に向け生涯学習が充実するよう、社会教育事業を展開する。
- 文化財の適切な保存・活用に努めるとともに、ライフステージに応じた日常的な健康づくりが促進されるよう、スポーツ・レクリエーション事業を推進する。

Ⅲ 重点施策の展開

1 生きる力を育む学校教育の推進

(1) 確かな学びの実現のための学習指導

学校教育には、時代が求める人材を確実に育むことが求められています。

このため、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を図るとともに、家庭と連携し、望ましい学習習慣を定着させます。

教育委員会は、児童生徒の学ぶ環境の整備のため、学習支援員を計画的に配置するとともに、包括的な学校力の向上のため、「学校力向上アドバイザー」を生涯学習課に配置し、学校管理職をはじめ教職員への指導を通して、学びの質を高めます。

(2) 特別支援教育の充実

特別支援教育では、特別な支援を必要とする児童生徒に、自立や社会参加に向けた切れ目のない一貫した指導が必要です。

このため、各学校は、校内特別支援委員会で、「いつまでに、誰が、何をどのように」を明らかにし、児童生徒一人一人の教育的ニーズの把握と組織的で具体的な支援を続けます。併せて、今日的な課題に即した研修を充実させ、教員の専門性の向上を図ります。

教育委員会は、特別支援教育支援員、介護員の配置を継続するとともに、「豊浦町教育支援委員会」において、学校間の情報共有を図りながら、適切な教育や就学指導に努めます。

(3) いじめ・不登校対応

いじめ対応では、学校と家庭が連携し、「いじめは人間として絶対に許されない。しない、させない。」の信念のもと、未然防止と早期

発見、そして、早期対応に努めます。

各学校は、「いじめ防止基本方針」により、取組を充実させ、豊かな人権感覚の育成に引き続き努めてまいります。併せて、道徳科の目標実現に向けた授業改善を図るとともに、支持的風土を醸成する指導を行います。

また、不登校児童生徒の対応については、スクールカウンセラーによる教育相談を充実させるとともに、引き続き保護者との連携を図り、解決に努めます。

(4)教育環境の整備

児童生徒の安全安心確保のための学校施設の計画的な整備とともに、教育の質を高めるための教育環境整備が必要です。

このため、学校内の無線 LAN 環境を整え、デジタル機器、デジタル教材を有効的に活用した「わかる授業」の創造を促進させます。併せて、インターネット環境を整えた上で、児童生徒「一人一台」の学習用タブレットを計画的に配置し、子供の個性や能力に応じた指導の充実を促します。

(5)地域と共に作り上げる教育活動

児童生徒がたくましく成長していくためには、学校や家庭、地域社会が一体となり教育力を発揮することが大切です。

このため、学校で進める「ふるさと教育」「福祉教育」「キャリア教育」等においては、地域の人材や教材を活用した活動を推進するとともに、中学校では、「非核・平和の町」として広島市への修学旅行を中核とした平和教育をより一層充実させます。

教育委員会は、社会教育からのアプローチを積極的に進めるとと

もに、地域の声と力を学校に生かし、地域とともにある学校づくりを推進します。

(6) 小中連携・小小連携教育の推進

義務教育で身に付けるべき資質・能力を着実に定着させるために、小中学校間の接続を意識した連続性のある教育の充実が必要です。

このため、本町においては、小学校間の連携、小中学校間の良好な接続について研究を進めており、9年間を見据えたカリキュラムの編成や生徒指導の一体化が図られてきています。小学校3校、中学校1校という本町においてこの連携教育という考え方は、児童生徒同士の心のつながりを生み、人としての確実な変容のために不可欠です。今後も研究と実践を深めます。

また、町内の小学校3校が一体となった授業を計画的に実施し、中一ギャップの解消を図るほか、「対話的で深い学び」の実現を進めます。

(7) 健やかな体の育成

生涯にわたって健康を保持・増進するためには、「日常的な運動習慣」「規則正しい生活習慣」「正しい食習慣」を定着させることが必要です。

このため、学校教育では、体育の授業改善はもとより、新体力テストの結果分析を行い、課題克服に向けた体力づくりの取組を推進します。併せて、家庭の協力を得ながら規則正しい生活習慣の定着に努めます。教育委員会は、野外体験活動やスポーツ教室等を企画・実施し、運動習慣の定着を図ります。

また、学校給食センターは、食の重要性、食文化、食品の流通及び

消費等についての栄養教諭による指導や地場食材を活用した給食の提供を通して食育の充実を図ります。

2 社会教育の推進

(1) 学習機会の提供

町民の多様化・高度化する学習ニーズに応えるため、幅広く学習機会を設定し、心身ともに健康で文化的な生活を送ることができるよう、世代を超えて学びあう学習環境を整えます。

特に、遺跡や礼文華山道等の豊浦町の特色、文化を題材とした公民館講座を展開します。

(2) 伝統文化の継承と活用

本町の歴史的・文化的資源である礼文華遺跡、小幌洞穴遺跡等の発掘・保護を北海道大学と連携しながら進めます。その活動については、町民の学習機会として広く周知するとともに、小中学校における「ふるさと学習」の題材として活用を図ります。

また、次代を担う子供たちに、ふるさと豊浦への愛着をさらに育むため、本町の歴史的資料やアイヌ文化資料を授業等の中で有効的に活用します。

(3) コミュニティスポーツの振興

子供の体力向上や高齢者の健康づくり、そして、親子の触れ合いや町民の交流が図られるようスポーツ教室の開催や指導者の育成を図ります。

また、社会体育施設の整備・充実について、利用者の声を聴きながら、より有効・活発に活用していただけるよう検討します。

(4) 成人教育の推進

家庭教育支援については、子をもつ親が自信をもって安心して子育てに取り組めるよう、総合保健福祉施設やまびこと連携し「子育て支援講座」、「ブックスタート事業」を定期的に開催します。

また、子ども会活動については、地域の子供の健全育成環境の充実のため、指導者の育成を図り、各育成会が主体的な活動を行えるよう支援します。

(5) 青少年の健全育成

児童の放課後活動を充実させるため、安全安心な活動拠点を設け、スポーツや環境教育、文化活動や地域住民との交流プログラムを展開し、地域社会の中で心豊かに健やかに育まれる環境づくりを進めます。

また、PTA や子ども会、スポーツ少年団などの活動と連携を図り、心身ともに健康で、心豊かな青少年の育成に努めます。

IV おわりに

豊浦町が、人口減少等の課題を乗り越え持続可能なまちづくりを進め、地方創生を実現するため、教育には、次代を担う人材育成と生き生きと学び続けることができる学習環境の整備・充実が求められています。

教育委員会といたしましては、本町の未来を託す児童生徒が、郷土に誇りをもち、先行き不透明な時代において自ら考え主体的に行動できるよう教育の充実に取り組むとともに、児童生徒、保護者そしてマチの中心となってコミュニティを成長させる学校づくりを進めてまいります。また、町民一人一人に豊かな人生を送っていただけるよう、生涯学習社会の充実に努めます。